

【労務】 労基署への安全衛生関係の報告書類がネット上で作成可能に

厚生労働省から、「労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、12月2日からインターネット上で作成できるようになります」という案内が公表されています。同省では、令和元年12月2日から「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」が開始されています。本サービスは、労働基準監督署へ提出する労働安全衛生関係法令の届出等におけるはじめての取組みです。

このサービスは、事業者が労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票を作成・印刷する際に、

(1) 誤入力・未入力に対するエラーメッセージの表示

(2) 書類の添付漏れに対する注意喚起

(3) 過去の保存データを用いた入力の簡素化

等を行うもので、事業者（帳票作成者）の利便性の向上を図ることなどを目的として開発されたウェブサービスとなっており、事前申請や登録は不要です。

対象となる帳票は次のとおりです。

- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 労働者死傷病報告（休業4日以上）

ただし、本サービスは申請や届出をオンライン化するものではありません。作成した帳票は、必ず印刷のうえ、所轄の**労働基準監督署への提出が必要**になります。また本サービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存する必要があります。

帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

過去に作成・保存（※3）した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

参照 帳票入力データの読み込み

①労働保険番号

都道府県(必須)

入力項目の説明▲

入力項目の説明を確認しながら入力できます

管轄(必須) 所管 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。

基幹番号(必須) 管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。

枝番号(必須) 基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

帳票イメージ

入力エリア

- 入力項目の説明を確認しながら入力できます

- 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。誤りなどを修正してから印刷が可能になります。

②対象年

対象年(必須) 入力項目の説明▼

先号 年

月 月分 報告回数

(月 月分) (報告 回数)

③締年月日

締年月日(必須) ※西暦で入力する

(※3) 入力データを保存すると次回報告時に再利用できます

④事業の種類/事業場の名称

事業場の種類(必須) 事業場

入力項目の説明▼

アンケートにご協力ください

データの保存が完了したら、帳票を作成して印刷

戻る 帳票を作成する 帳票入力データを保存する

- 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認も必要です。

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>